

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保のための制度および仕事と育児の両立支援のための制度の周知

<対策>

- 令和2年度～ 制度に関する資料の作成、管理職を対象とした研修及び社内ネットワークの掲示板へ掲載するなどによる社員への周知

目標2：ワークライフバランスの実現に向けた取組み

<対策>

- 令和2年度～ 早帰りデーおよび早帰り運動の周知・徹底
- 令和2年度～ 連続休暇取得推進等により、年休取得を促進

目標3：働き方改革を促進する各種施策の導入と定着

<対策>

- 令和2年度～ 時差出勤の導入

以上